

平成 22 年 11 月 9 日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

米国証券取引委員会宛て「Form F-4」の提出について

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下、「中央三井」）と住友信託銀行株式会社（以下、「住友信託」）は、両社の経営統合につき、米国証券法に基づく登録届出書「Form F-4」を作成し、中央三井は平成 22 年 11 月 8 日（米国東部時間）に当該「Form F-4」を米国証券取引委員会（米国 SEC: U.S. Securities and Exchange Commission）に提出致しました。

「Form F-4」には、今般の経営統合のストラクチャーや中央三井及び住友信託の事業概要、財務状態・経営成績の分析などの定性的な情報のほか、国際財務報告基準(IFRS:International Financial Reporting Standards)に基づき作成された連結財務諸表が含まれております。IFRS に基づく当該連結財務諸表は、今般の経営統合にあたり米国 SEC に提出を要する「Form F-4」への記載を目的として作成されたものであり、将来、日本において IFRS が正式に導入される際には、今回と異なる会計方針が適用される可能性があります。

なお今後、米国証券取引所法により、IFRS に基づく連結財務諸表を含む平成 22 年度の年次報告書「Form 20-F」を米国 SEC 宛てに提出する予定ですが、その後は米国 SEC への登録を継続せず、平成 23 年度以降分の作成・提出は現時点では予定しておりません。

「Form F-4」は、米国 SEC が運営する電子開示システム「EDGAR」において閲覧可能です。
(<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1475365/000095012310102116/0000950123-10-102116-index.htm>)

以 上

〔ご参考資料〕

「Form F-4」に記載された IFRS に基づく中央三井、住友信託の主要な財務情報

【住友信託】

- ① 要約連結財政状態計算書 (平成 20 年度及び平成 21 年度)
- ② 要約連結損益計算書・要約連結包括利益計算書 (平成 20 年度及び平成 21 年度)
- ③ 日本基準と IFRS との会計基準差異 (非監査) (平成 21 年度)

【中央三井】

- ④ 要約連結財政状態計算書 (平成 20 年度及び平成 21 年度)
- ⑤ 要約連結損益計算書・要約連結包括利益計算書 (平成 20 年度及び平成 21 年度)
- ⑥ 日本基準と IFRS との会計基準差異 (非監査) (平成 21 年度)

【住友信託、中央三井】

- ⑦ プロフォーマ結合要約財務情報 (平成 21 年度)

なお、添付のご参考資料は、日本の投資家様へ向け、「Form F-4」から財務諸表等を抜粋したものであり、「Form F-4」に記載された事実を網羅的に反映したものではありません。

要約連結財政状態計算書

< IFRS >

住友信託銀行株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
資産：		
現金及び預け金	6,681	10,278
コールローン	298	1,124
債券貸借取引支払保証金	2,959	-
トレーディング資産	7,100	5,511
デリバティブ資産	40,273	31,309
投資有価証券（注）	47,900	39,495
貸出金等	134,946	137,808
持分法で会計処理されている投資	338	483
土地建物及び設備	2,250	2,171
無形資産	865	1,583
繰延税金資産	2,126	805
その他の資産	3,864	3,850
資産合計	249,607	234,421
負債：		
預金	141,702	145,857
コールマネー	1,331	795
売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金	12,367	6,017
トレーディング負債	27	73
デリバティブ負債	37,514	28,274
信託勘定借	775	833
元本補てん契約のある信託元本	7,624	6,550
社債	14,658	11,868
借入金	15,403	13,832
未払法人所得税等	92	81
繰延税金負債	44	176
退職給付引当金	86	92
その他の負債	5,564	5,554
負債合計	237,195	220,007
資本：		
資本金	2,875	3,420
資本剰余金	2,425	2,970
利益剰余金	3,709	4,290
その他の資本の構成要素	△ 533	709
自己株式	△ 4	△ 4
当社株主に帰属する持分合計	8,472	11,386
非支配持分	3,939	3,028
資本合計	12,412	14,414
負債及び資本合計	249,607	234,421

(注) 担保に差入れた有価証券を含めて表示しています。

<ご参考資料②>

要約連結損益計算書

< IFRS >

住友信託銀行株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日
利息収益	3,919	2,939
利息費用	1,957	1,078
利息収益純額	1,962	1,861
与信関係費用	971	277
与信関係費用控除後利息収益純額	990	1,583
役務取引等収益	1,463	1,479
役務取引等費用	265	263
役務取引等収益純額	1,197	1,216
トレーディング利益又は損失 (△)	△ 562	835
その他業務収益	2,229	350
その他収益合計	1,666	1,185
収益合計	3,855	3,985
投資有価証券減損損失	1,134	165
一般管理費	1,931	2,014
その他費用	394	352
費用合計	3,460	2,532
持分法による投資利益	22	14
税引前利益	417	1,467
法人所得税費用	264	646
当期純利益	152	821
当期純利益の帰属		
当社株主	68	693
非支配持分	83	127
当期純利益	152	821

要約連結包括利益計算書

< IFRS >

住友信託銀行株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日
当期純利益	152	821
その他の包括利益：		
売却可能金融資産の評価損益	△ 3,033	2,124
繰延ヘッジ損益	△ 36	△ 33
在外営業活動体の換算損益	△ 67	△ 4
持分法によるその他の包括利益又は損失 (△)	△ 46	3
その他の包括利益に係る法人所得税	1,313	△ 844
税引後その他の包括利益合計又は損失 (△) 合計	△ 1,870	1,245
当期包括利益合計又は損失 (△) 合計	△ 1,717	2,066
当期包括利益合計額の帰属		
当社株主	△ 1,800	1,936
非支配持分	82	130
当期包括利益合計又は損失 (△) 合計	△ 1,717	2,066

日本基準とIFRSとの会計基準差異（非監査）

住友信託銀行株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

平成22年3月期

	資本 (注1) 14,499	当期純利益 (注2) 667
日本基準		
会計基準差異項目毎の影響額		
連結の範囲	58	153
投資有価証券	121	△ 365
デリバティブ	29	300
貸出金等	87	△ 323
（うち貸倒引当金）	(298)	(△ 271)
無形資産	△ 87	316
（うちのれん）	(△ 278)	(313)
退職給付	△ 385	115
リース会計	158	△ 62
その他	21	6
上記差異に係る税効果	△ 213	86
税金	125	△ 72
IFRS	14,414	821

(注1)少数株主持分3,018億円を含めて表示しています。(注2)少数株主利益135億円を含めて表示しています。

以下は、「資本」及び「当期純利益」に関して、日本基準とIFRSとの差異が特に重要な項目について説明するものです。

1. 連結の範囲

IFRSでは特別目的事業体（SPE：Special Purpose Entity）に対して実質的な支配が存在すると認められる場合には当該SPEを連結するため、日本基準で連結していない一部の証券化ビークル及び投資ファンド等の中には連結となったものがあります。また、元本補てん契約のある信託の信託財産を資産計上し、信託元本を負債計上のうえ、信託勘定借を消去しています。

2. 投資有価証券

(1) 減損

日本基準では満期保有目的の債券及びその他有価証券について、時価が著しく下落したときは一般的に回復可能性がある場合を除き減損処理を行っています。一方、IFRSでは満期保有投資及び売却可能債券については将来見積りキャッシュフローの毀損、株式については公正価値が取得原価を著しく又は長期に亘って下回っている等、減損の客観的な兆候がある場合に減損処理を行っています。このため、時価の下落に伴い日本基準では平成21年3月期に減損処理した一部の債券はIFRSにおいては減損の対象とならず、平成22年3月期の売却損益に差異が生じています。

(2) 公正価値

日本基準では時価の把握が極めて困難であると認められる株式は取得原価で評価することが可能である一方、IFRSでは売却可能金融資産に分類される有価証券は非上場株式も含め、原則として全て公正価値で測定しています。

3. デリバティブ

日本基準とIFRSではヘッジ会計の適用要件が異なるため、IFRSにおいてはヘッジ会計を適用していません。

4. 貸出金等

(1) 貸倒引当金

日本基準ではDCF法を一定の残高を超える要注意先又は破綻懸念先に対して適用していますが、IFRSでは減損の客観的な証拠がある債権に適用しています。また、日本基準では債務者の格付により今後1～3年に発生が見込まれる損失に対して一般貸倒引当金を設定していますが、IFRSでは期末日までに潜在的に発生していると考えられる未認識の損失に対して一般貸倒引当金を設定しています。なお、当期純利益は当該期において日本基準の貸倒引当金の取崩額がIFRSの取崩額を上回ったことにより減少しています。

(2) 貸出金に係る手数料及び費用

日本基準では貸出金の実行や取得に直接関連し、受領する手数料及び支払う費用は発生主義に基づき計上されますが、IFRSではそのような手数料や費用は当該貸付金の金利を構成するものとして貸出期間に亘って繰り延べ処理を行っています。

5. 無形資産

(1) のれん

日本基準ではのれんは20年以内の規則的な償却を行い、減損の兆候がある場合にのみ割引前キャッシュフローに基づく減損テストを行い、必要な場合に減損損失を認識しています。一方、IFRSではのれんの定額償却は行わないものの、年に一回必ず割引後キャッシュフローに基づく使用価値を用いて減損テストを行い、のれんの帳簿価額が当該使用価値を上回る場合に減損損失を認識しています。

(2) 子会社の取得に伴う無形資産

IFRSでは新規取得した子会社の識別可能な無形資産をのれんと区分して財政状態計算書に計上しています。

6. 退職給付

日本基準では数理計算上の差異について、平均残存勤務期間内の一定の年数に亘って定額法で償却している一方、IFRSではIFRSへの会計基準移行日において未認識の数理計算上の差異を全額利益剰余金に計上し、その後に発生する数理計算上の差異については一定の範囲を超える部分のみを償却しています。

要約連結財政状態計算書

< IFRS >

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

(億円未満切捨て)

(単位：億円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
資産：		
現金及び預け金	2,398	2,684
コールローン	237	108
債券貸借取引支払保証金	88	15
トレーディング資産等(注1)	1,559	1,364
デリバティブ資産	2,323	2,034
投資有価証券(注2)	46,100	42,250
貸出金等	98,310	97,108
持分法で会計処理されている投資	226	219
土地建物及び設備	1,438	1,417
無形固定資産	635	684
当期税金資産	59	34
繰延税金資産	2,597	1,861
その他の資産	2,673	3,402
資産合計	158,649	153,186
負債：		
預金	94,213	90,647
コールマネー	2,534	3,061
債券貸借取引受入担保金	12,556	17,026
トレーディング負債等(注1)	28	20
デリバティブ負債	2,400	1,919
信託勘定借	255	213
信託元本	18,913	15,682
社債	3,733	2,339
借入金	17,040	12,285
当期税金負債	30	46
繰延税金負債	29	108
退職給付引当金	57	57
その他の負債	2,289	1,343
負債合計	154,084	144,753
資本：		
資本金	1,614	2,616
資本剰余金	△ 663	337
利益剰余金	1,552	2,447
その他の資本の構成要素	198	1,174
自己株式	△ 2	△ 2
当社株主に帰属する持分合計	2,698	6,572
非支配持分	1,867	1,859
資本合計	4,565	8,432
負債及び資本合計	158,649	153,185

(注1) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(*) (Financial assets (liabilities) designated at fair value through profit or loss)」を含めて表示しております。

(注2) 担保に差入れた有価証券を含めて表示しております。

(*) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」とは、公正価値の変動をその他包括利益ではなく当期純利益に計上する金融資産又は負債で、トレーディング勘定以外のものを言います。

要約連結損益計算書

< IFRS >

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
利息収益	2,328	2,037
利息費用	1,045	728
利息収益純額	1,282	1,308
役務取引等収益	1,264	1,128
役務取引等費用	153	210
役務取引等収益純額	1,111	918
トレーディング等利益又は損失(△) (注)	△ 804	130
純投資収益	508	469
その他業務収益	101	123
その他収益又は損失(△) 合計	△ 193	724
収益合計	2,200	2,951
一般管理費	1,319	1,298
減損損失	1,636	198
その他費用	193	194
費用合計	3,150	1,690
持分法による投資利益又は損失(△)	11	△ 5
税引前利益又は損失(△)	△ 939	1,255
法人所得税費用	506	214
当期純利益又は純損失(△)	△ 1,445	1,041
当期純利益又は純損失(△)の帰属		
当社株主	△ 1,490	973
非支配持分	44	67
当期純利益又は純損失(△)	△ 1,445	1,041

(注) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(*)にかかる純損失 (Net losses on financial instruments designated at fair value through profit or loss)」を含めて表示しております。

(*) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」とは、公正価値の変動をその他包括利益ではなく当期純利益に計上する金融資産又は負債で、トレーディング勘定以外のものを言います。

要約連結包括利益計算書

< IFRS >

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
当期純利益	△ 1,445	1,041
その他の包括利益：		
売却可能金融資産の評価損益	△ 2,218	1,654
繰延ヘッジ損益	△ 0	△ 1
在外営業活動体の換算損益	△ 19	4
持分法によるその他の包括損失(△)	△ 0	△ 0
その他の包括利益に係る法人所得税	889	△ 680
税引後その他の包括利益又は損失(△) 合計	△ 1,349	978
当期包括利益又は損失(△) 合計	△ 2,794	2,019
当期包括利益合計額の帰属		
当社株主	△ 2,843	1,949
非支配持分	48	69
当期包括利益合計	△ 2,794	2,019

日本基準とIFRSとの会計基準差異（非監査）

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

平成22年3月期

		資本
日本基準		8,465
	会計基準差異項目毎の影響額	
	連結の範囲	△ 223
	貸出金等（貸倒引当金を含む）	△ 71
	貸出金等以外の金融商品（有価証券、デリバティブ等）	369
	有形固定資産	86
	退職給付	△ 500
	その他	2
	上記差異に係る税効果	129
	繰延税金資産の回収可能性	173
IFRS		8,432
		当期純利益
日本基準		468
	会計基準差異項目毎の影響額	
	連結の範囲	25
	貸出金等（貸倒引当金を含む）	△ 14
	貸出金等以外の金融商品（有価証券、デリバティブ等）	104
	有形固定資産	△ 0
	退職給付	112
	資本と負債の再分類	△ 10
	その他	9
	繰延税金資産の回収可能性	269
	非支配持分相当当期利益	76
IFRS		1,041

以下は、IFRSの「資本」および「当期純利益」に関して、日本基準との差異が特に重要な項目について説明するものです。

1. 連結の範囲

IFRSでは特別目的事業体（SPE：Special Purpose Entity）に対して実質的な支配が存在すると認められる場合には当該SPEを連結するため、日本基準上で連結していない一部の証券化ビークル等の中には連結となったものがあります。また、元本補てん契約付き信託の信託財産を資産計上し、信託元本を負債計上のうえ、信託勘定借を消去しています。

2. 貸出金

(1) 貸倒引当金

日本基準では、DCF法を一定の残高を超える破綻懸念先または貸出条件緩和債権等を有する債務者に対して適用しています。しかしながらIFRSでは、減損の客観的な証拠がある個別に重要な債権全てに、金額に関わりなく適用しています。また日本基準では過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき一般貸倒引当金を設定していますが、IFRSでは期末日までに潜在的に発生していると考えられる未認識の損失に対して一般貸倒引当金を設定しています。

(2) 貸出金に係る手数料及び費用

日本基準では貸出金の実行や取得に直接関連し、受領する手数料及び支払う費用は発生主義に基づき計上されますが、IFRSではそのような手数料や費用は当該貸付金の金利を構成するものとして貸出期間に亘って繰り延べ処理を行っています。

3. 有価証券

(1) 減損

日本基準では満期保有目的の債券及びその他有価証券について、時価が著しく下落したときは一般的に回復可能性がある場合を除き減損処理を行っています。一方IFRSでは満期保有目的債券及び売却可能債券については将来見積りキャッシュフローの毀損、株式については公正価値が取得原価を著しく又は長期に亘って下回っている等、減損の客観的な兆候がある場合に減損処理を行っています。

(2) 公正価値

日本基準では、時価の把握が極めて困難であると認められる有価証券は取得原価で評価することが可能である一方、IFRSでは、純損益を通じて公正価値で測定するよう指定された売却可能金融資産に分類された有価証券は、非上場株式も含め、原則として全て公正価値で測定します。

4. デリバティブ

(1) ヘッジ会計

日本基準とIFRSではヘッジ会計の適用要件が異なるため、IFRSにおいてはヘッジ会計を適用していません。

(2) 組込デリバティブ

日本基準とIFRSとは、区分経理の要件が異なります。このため、複合金融商品の取り扱いを見直しております。

5. 退職給付

日本基準では数理計算上の差異について、平均残存勤務期間内の一定の年数に亘って定額法で償却している一方、IFRSではIFRSへの会計基準移行日において未認識の数理計算上の差異を全額利益剰余金に計上しており、また、その後発生する数理計算上の差異については、一定の範囲を超える部分のみを償却しています。

6. 資本と負債の再分類

IFRSでは、優先株式を複合金融商品として捉え、負債と資本に区分経理しております。負債に分類された部分については、実効金利法に基づく償却原価で計上しております。

なお、公的資金にかかる優先株式を普通株式へ一斉転換した結果、この会計基準差異は消滅しています。

7. 繰延税金資産の回収可能性

日本基準では、将来の課税所得を見積もる期間は一定年数に制限されていますが、IFRSでは、課税所得を見積もる期間に明示的な制限がありません。

プロフォーマ結合要約財務情報

米国証券取引委員会の規定に則り、株式交換が既に行われたと仮定して、プロフォーマ結合要約財務情報（プロフォーマ結合要約財政状態計算書及びプロフォーマ結合要約損益計算書）を作成しています。

プロフォーマ結合要約財務情報は、情報提供のみを目的として作成されており、予定された日付で株式交換が完了していた場合に住友信託及び中央三井の財政状態及び経営成績が実際にどのような状態となるかを必ずしも表すものではありません。更に、統合後の会社の将来の財政状態及び経営成績を予想するものでもなく、また、統合時の日本基準での会計処理を表すものでもありません。

プロフォーマ結合要約財政状態計算書（非監査）

< IFRS >

住友信託銀行株式会社
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

平成22年 3月31日

	住友信託	中央三井 (注1)	諸調整	結合
資産：				
現金及び預け金	10,278	2,684	353 (a)	13,316
コールローン	1,124	108	3,150 (a) (c)	4,383
債券貸借取引支払保証金	-	15	-	15
トレーディング資産等 (注2)	5,511	1,364	-	6,875
デリバティブ資産	31,309	2,034	-	33,344
投資有価証券	39,495	42,330	6,836 (a) (b)	88,662
貸出金等	137,808	97,108	510 (b) (c)	235,427
持分法で会計処理されている投資	483	219	△ 385 (a)	317
土地建物及び設備	2,171	1,417	△ 382 (a) (b)	3,205
無形資産	1,583	684	1,054 (a) (b) (e) (f)	3,322
繰延税金資産	805	1,861	△ 124 (a) (d) (g)	2,542
その他の資産	3,850	3,436	△ 178 (a) (b) (c)	7,108
資産合計	234,421	153,265	10,834	398,521
負債：				
預金	145,857	90,647	884 (a) (b)	237,388
コールマネー	795	3,061	△ 650 (c)	3,206
売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金	6,017	17,026	-	23,044
トレーディング負債等 (注2)	73	20	-	94
デリバティブ負債	28,274	1,999	-	30,273
信託勘定借	833	213	9,786 (a)	10,833
元本補てん契約のある信託元本	6,550	12,161	-	18,711
社債	11,868	2,339	30 (b)	14,238
借入金	13,832	15,806	149 (a) (b) (c)	29,787
未払法人所得税等	81	46	-	127
繰延税金負債	176	108	151 (a) (d)	437
退職給付引当金	92	57	9 (a) (b)	159
その他の負債	5,554	1,343	307 (a) (c) (g)	7,205
負債合計	220,007	144,833	10,669	375,509
資本：				
資本金	3,420	2,616	△ 3,420 (h)	2,616
資本剰余金	2,970	337	5,370 (h)	8,677
利益剰余金	4,290	2,447	△ 810 (g) (h) (i)	5,927
その他の資本の構成要素	709	1,174	△ 1,174 (h)	709
自己株式	△ 4	△ 2	7 (h)	-
当社株主に帰属する持分合計	11,386	6,572	△ 28	17,930
非支配持分	3,028	1,859	192 (a)	5,081
資本合計	14,414	8,432	164	23,011
負債及び資本合計	234,421	153,265	10,834	398,521

(注1) 住友信託と勘定科目の範囲を一致させるため、一部の科目を組み替えています。

(注2) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(*) (Financial assets (liabilities) designated at fair value through profit or loss)」を含めて表示しています。

(*) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」とは、公正価値の変動をその他包括利益ではなく当期純利益に計上する金融資産又は負債で、トレーディング勘定以外のものをいいます。

<ご参考資料⑦>

プロフォーマ結合要約損益計算書（非監査）

< IFRS >

住友信託銀行株式会社
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(億円未満切捨て)
(単位：億円)

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

	住友信託	中央三井（注1）	諸調整	結合
利息収益	2,939	2,037	△ 60 (a) (b)	4,916
利息費用	1,078	728	△ 202 (a) (b)	1,604
利息収益純額	1,861	1,308	141	3,311
与信関係費用	277	108	-	386
与信関係費用控除後利息収益純額	1,583	1,199	141	2,925
役務取引等収益	1,479	1,128	96 (a) (c)	2,704
役務取引等費用	263	210	△ 162 (a) (c)	311
役務取引等収益純額	1,216	918	258	2,392
トレーディング等利益（注2）	835	130	-	965
その他業務収益	350	593	0 (a)	945
その他収益合計	1,185	724	0	1,910
収益合計	3,985	2,842	401	7,229
投資有価証券減損損失	165	89	-	255
一般管理費	2,014	1,298	235 (a) (b) (c)	3,547
その他費用	352	194	114 (a) (d)	661
費用合計	2,532	1,581	349	4,464
持分法による投資利益又は損失（△）	14	△ 5	△ 1 (a)	7
税引前利益	1,467	1,255	49	2,772
法人所得税費用	646	214	21 (a) (d) (e)	881
当期純利益	821	1,041	28	1,890
当期純利益の帰属				
当社株主	693	973	27	1,694
非支配持分	127	67	0 (a)	196
当期純利益	821	1,041	28	1,890

(注1) 住友信託と勘定科目の範囲を一致させるため、一部の科目を組み替えています。

(注2) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(*)に係る純損失 (Net losses on financial instruments designated at fair value through profit or loss)」を含めて表示しています。

(*) 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」とは、公正価値の変動をその他包括利益ではなく当期純利益に計上する金融資産又は負債で、トレーディング勘定以外のものをいいます。

プロフォーマ結合要約財務情報の前提等と諸調整について

住友信託銀行株式会社
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

1. プロフォーマ結合要約財務情報作成の前提等

- ① プロフォーマ結合要約財政状態計算書は、住友信託及び中央三井が平成22年3月31日において株式交換を行ったと仮定し、同日における両社のIFRSに基づく連結財政状態計算書に連結手続のうち主要な調整を加えて作成しています。
プロフォーマ結合要約損益計算書は、住友信託及び中央三井が平成21年4月1日において株式交換を行ったと仮定し、平成22年3月期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）における両社のIFRSに基づく連結損益計算書に連結手続のうち主要な調整を加えて作成しています。
- ② プロフォーマ結合要約財務情報は、取得日が平成21年7月1日以降に開始する会計年度に含まれる企業結合から適用となる改訂版IFRS第3号「企業結合」の規定に従い取得法（acquisition method of accounting）を用いて作成されています。プロフォーマ結合要約財務情報を作成するに際しては、この規定に従い、住友信託を会計上の取得者として取り扱っています。
- ③ プロフォーマ結合要約財務情報においては、経営統合に関連して発生が見込まれるものの、合理的に見積ることのできない追加的な支出・負債については考慮していません。また、統合後の会社における経費削減・相乗効果・収益強化の影響も反映していません。

2. プロフォーマ結合要約財政状態計算書の諸調整

(※)以下の諸調整はIFRS及び米国証券取引委員会の規定に準拠したものであり、日本基準に基づく処理と必ずしも一致しません。

(a) 連結の範囲の変更

住友信託及び中央三井の議決権所有割合の合計が過半となることにより新規に連結対象となる持分法適用関連会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社等）の資産及び負債を結合しています。

(b) 識別可能な取得資産及び承継負債の公正価値調整

企業結合に伴い会計上取得する取扱いとなる中央三井の投資有価証券、貸出金等、土地建物及び設備、ソフトウェア、及び前払年金費用を主とするその他の資産、並びに承継する取扱いとなる預金、社債、借入金、及び退職給付引当金について公正価値を見積り調整しています。

(c) 内部取引

平成22年3月31日時点における内部取引に係る債権と債務を相殺消去しています。

(d) 繰延税金

プロフォーマ結合要約財政状態計算書の諸調整から生じる税効果（以下の(g)取引費用に起因するものを除く）を実効税率に基づき計上しています。

(e) 無形資産

企業結合に伴い新たに認識した中央三井に係る無形資産について公正価値に基づき見積り計上しています。これらの無形資産は主として中央三井の顧客との取引関係及び契約関係です。

(f) のれん

平成22年3月31日時点における中央三井の財務諸表に含まれているのれんを消去しています。

(g) 取引費用

株式交換取引に直接関連する未払費用及び税効果を見積り計上しています。

(h) 株主持分：下記の調整は、株式交換契約書の条項に基づいています。

- ・ 資本金、及び資本剰余金：以下の調整をしています。
 - 中央三井の資本金及び資本剰余金を消去しています。
 - 株式交換契約に従い、住友信託の資本金のうち中央三井の資本金を超える部分を資本剰余金に振替えています。
 - 住友信託の自己株式を消却し、取得対価（注）を資本剰余金に計上しています。
- ・ 利益剰余金：中央三井の利益剰余金を消去しています。
- ・ その他の資本の構成要素：中央三井のその他の資本の構成要素を消去しています。
- ・ 自己株式：中央三井の自己株式を消去し、住友信託の自己株式を消去しています。

(i) 取得対価を超過する取得した純資産の公正価値

企業結合に伴い取得した中央三井の純資産の見積り公正価値が、取得対価（注）を超過する部分（負ののれん）については、プロフォーマ結合要約財政状態計算書において利益剰余金の調整として認識しています。プロフォーマ結合要約損益計算書においては、この超過する部分は非経常的な利益として、即時利益計上の取扱いを行っていません。

（注）株式交換比率を1対1.49（住友信託の株式1株に対し、中央三井の株式1.49株を割当て）及び住友信託の株価を441円（平成22年10月29日の終値）として見積っています。

3. プロフォーマ結合要約損益計算書の諸調整

（※）以下の諸調整はIFRS及び米国証券取引委員会の規定に準拠したものであり、日本基準に基づく処理と必ずしも一致しません。

(a) 連結の範囲の変更

住友信託及び中央三井の議決権所有割合の合計が過半となることにより新規に連結対象となる持分法適用関連会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社等）の収益及び費用を結合しています。

(b) 識別可能な取得資産及び承継負債の公正価値調整

- ・ 投資有価証券、及び貸出金等：公正価値調整額の償却から生じる利息収益を調整しています。
- ・ 土地建物及び設備、並びにソフトウェア：公正価値調整の結果生じる影響について減価償却費を調整しています。
- ・ 無形資産：新たに認識された無形資産に関連する償却費を計上しています。
- ・ 預金、社債、及び借入金：公正価値調整額の償却から生じる利息費用を調整しています。

(c) 内部取引

平成22年3月期における内部取引に係る収益と費用を相殺消去しています。

(d) 非経常費用

平成22年3月期に発生する取引費用のうち株式交換取引に直接起因するものの、統合後の会社の損益に継続的な影響がないと見込まれるものを消去しています。

(e) 法人税等

プロフォーマ結合要約損益計算書の諸調整から生じる税効果を実効税率に基づき計上しています。

将来見通しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社との経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件の完了に必要とされる規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- 本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- 事業戦略を実行する上での課題
- 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の完了に関するその他のリスク

その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。）は、住友信託銀行株式会社（以下「住友信託銀行」といいます。）との経営統合計画に関連して、「Form F-4」による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）にファイルしました。「Form F-4」には、目論見書及びその他の文書が含まれます。本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、「Form F-4」の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。ファイルされた「Form F-4」及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれています。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSECにファイルされた又はされる「Form F-4」、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合計画に関連してSECへファイルされた「Form F-4」、目論見書及び他の全ての文書は、SECのウェブサイト（www.sec.gov）から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSECへファイルされた目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス（Fax 番号 +81-3-5232-8716）または住友信託銀行（Fax 番号 +81-3-3286-4654）に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。